

2 庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
長吉高等学校	<p>1 職員Aに対して平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、休業等に伴い同年4月27日から9月30日まで通勤しなかったため、同年5月から9月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="489 625 1626 762"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>56,430円</td> <td>10,760円</td> <td>45,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 職員Bに対して平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、休業等に伴い同年5月6日から9月30日まで通勤しなかったため、同年6月から9月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="489 972 1626 1108"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>75,100円</td> <td>29,210円</td> <td>45,890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 職員Cに対して平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、休業等に伴い同年6月20日から9月30日まで通勤しなかったため、同年7月から9月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="489 1318 1626 1455"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>60,700円</td> <td>32,350円</td> <td>28,350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 職員Cは、平成28年6月28日から通勤経路を変更したが、通勤手当の精算事務の対象外であるにもかかわらず、精算事務を行ったため、手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="489 1633 1626 1770"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既精算額</th> <th>正規精算額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>5,370円</td> <td>0円</td> <td>5,370円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	56,430円	10,760円	45,670円	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	75,100円	29,210円	45,890円	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	60,700円	32,350円	28,350円	支給対象期間	既精算額	正規精算額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	5,370円	0円	5,370円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 （通勤手当） 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 【職員の通勤手当に関する規則】 （支給対象期間） 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 （支給方法等） 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）</p>	<p>通勤手当の過払支給額について、各職員あて納入通知書を発行し、戻入したことを確認した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額																																
平成28年4月から同年9月まで	56,430円	10,760円	45,670円																																
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額																																
平成28年4月から同年9月まで	75,100円	29,210円	45,890円																																
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額																																
平成28年4月から同年9月まで	60,700円	32,350円	28,350円																																
支給対象期間	既精算額	正規精算額	過払支給額																																
平成28年4月から同年9月まで	5,370円	0円	5,370円																																

		<p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</p> <p>第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> <p>【通勤手当認定事務について】</p> <p>3 通勤認定の訂正</p> <p>(11) 精算事務について</p> <p>ウ 払い戻しを行わない特例 異動等により自宅あるいは勤務公署の最寄駅が手前となる場合で、かつ定期券の価額が変わらない場合は、払い戻しを行わない。ただし、通勤経路が変更となるので通勤届の提出は必要である。</p>	
--	--	--	--